教育委員会提出議案

第4号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4 第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。)及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「職員の再任用に関する条例(平成13年豊島区条例第4号)第3条の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする。」を削

り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条 第4項中「再任用職員にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員」を「定年前再 任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時 間勤務職員」に改める。

第32条の2の見出し及び同条中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「任期の更新をしたときも、同様とする。」を削る。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年豊島区条例第39号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年豊島区条例第39号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

(説 明)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)等の一部改正に伴い、定年前再任用 短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

第 4 号 議 案 資 料 令和 5 年第 2 回定例会 R 5 . 2 . 1 3 指 導 課

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行

改正後(案)

(正規の勤務時間)

第2条 (略)

2 条例第3条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては条例第3条第3項に基づき定める時間)とする。

(年次有給休暇の単位)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間す

(正規の勤務時間)

第2条 (略)

2 条例第3条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては条例第3条第3項に基づき定める時間)とする。

(年次有給休暇の単位)

第12条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時

- <u>べて</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の 正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。
- 3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の 勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時 間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として 与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45 分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、そ の者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、こ れを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。

(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

- 第14条の5 条例第15条第1項で規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次 有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。
- 2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。)を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。)及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。)の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例(平成13年豊島区条例第4号)第3条の規定による

- 間全てについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。
- 3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の 勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任 用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位 として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7 時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に あっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があ るときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日と する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例)

- 第14条の5 条例第15条第1項で規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職 員となった場合に相当する日数とする。
- 2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。)を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

<u>任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とす</u>る。

- 3 相当の期間を経過した後、<u>再任用職員等</u>となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。
- 4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、<u>再任用職員にあっては別表第1に、</u> 再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。
- 5 (略)
- 6 前各項に定めるもののほか、<u>再任用職員等</u>の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

別表第2 (第13条、第14条、第14条の5関係)

表(略)

備考 再任用職員等にこの表を準用する場合にあっては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

- 3 相当の期間を経過した後、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。
- 4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては別表第2の2に定める日数とする。
- 5 (略)
- 6 前各項に定めるもののほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次有 給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、第16条、第17条の2から 第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2ま でに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇 を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休 暇とを通算して取り扱うものとする。

別表第2(第13条、第14条、第14条の5関係) 表(略)

備考 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にこの表を準用する場合にあっては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。) は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年豊島区条例第39号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しく は第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職 員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規

則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第 2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正 する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年豊島区 条例第39号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期 の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第3 2条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をした ときも、同様とする」とする。